セーフティネット保証４号・５号及び危機関連保証の認定申請に必要な書類

No.	書　類　名	提出部数	取り寄せ先
①	申請様式 ・セーフティネット保証４号　＝　様式第４ ・セーフティネット保証５号　＝　様式第５ ・危機関連保証　＝　第６項関係様式	２部	市役所 産業振興課
②	売上高等の証明資料として下記いずれか１点 ・売上高月別表 ・各月の売上高が分かる資料(売上台帳、試算表の写し等に事業者名を明記したもの)	１部	
③	法人：商業登記簿謄本（※発行３か月以内のもの）又は決算書（表紙、決算報告書） 個人：確定申告書 ※上記が用意できない場合、事業実態が分かる資料が２点あれば可 ・不動産賃貸借契約書　・光熱水費の領収書 ・ネットショッピング等に登録された事業者概要等	１部 （コピー可）	商業登記簿謄本は法務局
④	委任状（金融機関の担当者が代理申請を行う場合のみ）	１部	―

《記入上の注意》
１　印鑑は、実印でお願いします。
２　①の様式第4に記入する減少率は、少数点第２位以下は切り捨ててください。

※参考　埼玉県経営安定資金（窓口：草加商工会議所）の申込みに必要な書類

No.	書　類　名	提出部数	取り寄せ先
①	制度融資申込書（様式１）	１部（３枚複写）	商工会議所
②	商業登記簿謄本（法人の場合） ※履歴事項全部証明書	２部 （原本１部、写し１部）	法務局
③	事業税の納税証明書	２部 （原本1部、写し1部）	越谷県税事務所
④	決算書及び確定申告書（収支内訳書） ※法人の場合は別表・科目明細含む	２部（最近２期分の写し）	―
⑤	印鑑証明書（法人の場合は、会社及び代表者）	各２部 （原本１部、写し１部）	個人（市役所市民課） 法人（法務局）
⑥	許認可証・登録書等 ※必要な業種の場合	２部（写し）	―
⑦	中小企業信用保険法第２条第５項第４号・５号及び第６項の規定による認定書	１部（原本）	市役所 産業振興課
⑧	宣誓書（飲食業を営む方）	２部 （原本1部、写し1部）	商工会議所
⑨	事業経歴書 （保証協会を初めて利用の方）	１部（原本）	
⑩	委任状（金融機関の担当者が代理申請を行う場合のみ） ※制度融資の申込書入手時に必要	１部	

※市で４号認定を受けたのち、埼玉県経営安定資金又は埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金（一部、当初３年間無利子・信用保証料減免）による融資を申込みする手続となるので、参考までに掲載してあります。なお、埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金による融資を申し込む場合は、金融機関に直接申し込む手続となるので、草加商工会議所への書類提出はありません。